

令和 6 年度
社会福祉法人三重県厚生事業団事業計画

1 基本理念と経営方針及び経営目標

基本理念

一人ひとりの意向を尊重し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、その支援に向けた良質で多様なサービスを提供するとともに、県民の高い信頼を得る中で、全ての人々が障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に貢献します。

経営方針

- I 障がい者が、個人の尊厳を保持しつつ自らの能力を最大限に発揮し、自己実現できるよう支援します。
- II 利用者一人ひとりのニーズと適性に応じた良質で多様なサービスを提供します。
- III 地域の福祉ニーズに応えるため、専門性や資源を生かした地域における公益的な活動に取り組みます。
- IV サービスの提供を的確かつ持続的に行っていくため、信頼される経営基盤と運営体制の安定・強化を図ります。

経営目標

- I 障がい者の人権擁護と自立支援
 - ・利用者一人ひとりの人権を最優先し、その能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、支援します。
 - ・県民の障がいに対する正しい理解を促進し、障がい者差別の解消に貢献します。
- II 利用者には選ばれる質の高いサービスの提供
 - ・利用者の立場に立って、良質で安全・安心なサービスを提供します。
 - ・サービスの質の向上に向け、サービスの担い手である職員の質の向上や安全かつ快適な生活環境・利用環境の整備を進めます。
- III 地域社会への貢献
 - ・地域の多様な福祉ニーズを把握し、関係機関・団体等との連携・協働を図り、公益的な取組を推進します。
 - ・県民の障がいに対する理解を深め、障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がい者スポーツを推進します。
 - ・地域から信頼と協力を得られるよう、コンプライアンスの強化・向上を進めます。
- IV 経営基盤の安定
 - ・サービスの向上と持続的な経営が可能となるよう、適正な収益を確保し、安定的な財務基盤を確立します。
 - ・経営の透明性を向上させるため、経営状況や財務状況を積極的に公表します。
 - ・適時適切に取組の評価を実施し、より効果的・効率的な経営を展開します。
- V 運営体制と人材育成の強化
 - ・人材育成方針に基づき、職員一人ひとりの意欲と能力を引き出し、さらなる育成を進めます。
 - ・採用、能力開発、評価、異動・配置を総合的に運用できる人材マネジメントを構築します。
 - ・職員の意見を聴きながら、働きやすく、働きがいのある職場づくりを進めます。

2 令和 6 年度事業計画

(1) 法人全体

令和 6 年度は第六次中期経営計画の 4 年目として、計画に掲げた事業を着実に進める必要があることから、4 つの視点による方針に基づき、事務局及び各施設において取組を進めます。
新型コロナウイルス感染症は感染症法上の位置づけが令和 5 年 5 月に 5 類に移行しましたが、

生活面や経営面への影響は依然として大きいことから、再流行した場合に備えつつ、障がい者スポーツの推進や地域行事などへの参加を通して、障がいのある方の社会参加を促進します。また、感染症の流行や光熱水費をはじめ物価高騰等の影響により低下した収益率を回復させることで、安定した施設運営に向けて取り組みます。

事業団は令和5年6月に設立50周年を迎えましたが、残念ながら50周年という節目の年に、三重県いなば園において2度にわたる虐待事案が発生しました。利用者にとって安全安心な生活の場である入所施設で虐待事案が発生したことについて、発生に至った要因をしっかりと調査・分析した上で、改善に取り組むべき課題を精査し、組織全体の問題として職員が一丸となってこの難局を乗り越えなければ法人の基本理念の達成や事業の持続的成長という未来を実現することはできません。

事業団のこれまでの歩みを大切にしつつ、事業団が持つ専門性により磨きをかけ、障がいのある方々が本当に必要とするサービスの提供を目指して誠実に取組を進めていきます。

① 顧客の視点

職員一人ひとりが、法人の基本理念や経営方針、職員行動指針に基づき、障がいのある方々の人権擁護と自立支援に当たるとともに、虐待防止対策の一層の強化に取り組みます。

また、利用者のニーズに沿った安全で質の高いサービスを提供できるよう、職員の専門性の向上、ICTの活用による業務改善などを進めます。

さらに、事業団の専門性や特色を生かした公益的な活動や地域との交流などを通じて地域社会への貢献を進めます。令和4年度に三重県から運営を受託した三重県障がい者スポーツ支援センターでは、三重とこわか大会に向けて取り組んできた成果等を生かし、三重県と連携して本県における障がい者スポーツを推進していきます。

② 財務の視点

新型コロナウイルス感染症による影響は依然として大きく、施設利用率の維持向上、安定した収入の確保に努め、自立的な経営を継続させます。

また、光熱水費をはじめ物価高騰が懸念される中、引き続き業務の効率化による経費の削減や費用対効果の向上を図ることで、健全な財務状況を維持します。

さらに、経営情報の公表や顧問税理士による定期的なチェックを継続することで、経営の公正性・透明性を確保します。

加えて、令和5年度に改正した社会福祉充実計画に基づき、いなば園における施設再整備や職員の処遇改善を進めます。

③ 内部プロセスの視点

引き続き、評議員会や理事会等の適正な運営と透明性の高い法人運営を継続させるとともに、常勤理事による経営会議を定期的に開催し、法人の管理体制・内部統制を機能させます。

また、令和3年度から導入した組織マネジメントシートと個人目標シートによる業績評価と個別面談制度を必要に応じて見直すことで、組織全体がPDCAサイクルにより業務を推進する体制を確実なものにしていきます。

④ 学習と成長の視点

事業団の最大の経営資源は、人材です。優秀な人材確保に向けた新たなPR手法を展開するとともに、職員の成長や意欲を促し、離職を防止できるよう、人材育成ビジョンに基づく研修等の実施や、個別面談制度や人事考課制度等による管理職による職員の能力開発支援を進めます。

また、チームワークや組織の活性化、経営参画意識を醸成するため、職員が役員や幹部職員と意見交換する機会を設けるなど、円滑で良好なコミュニケーションを取りながら業務を進める組織風土づくりを進めます。

さらに、安心して働ける職場環境づくりを進めるため、業務や職場環境の改善、ワークライフバランスに配慮した取組、ハラスメントの防止、適切な処遇改善などを進めます。

(2) 事務局

事務局は法人運営全般の業務を担当しており、業務執行の決定機関である理事会の開催や法人運営に係る重要事項の議決機関である評議員会の開催、経営方針の協議を行う経営会議の開催に係る業務など、法人の中核的な業務を担います。

理事会・評議員会・監事監査

	開催時期	内容
監事監査	5月	・令和5年度事業及び決算監査
理事会	5月	・令和5年度事業報告及び決算の承認について ・令和6年度定時評議員会の招集について ・令和6年度定時評議員会の議案及び報告の提案について
定時評議員会	6月	・令和5年度決算の承認について
理事会	3月	・令和6年度補正予算について ・令和7年度事業計画及び予算について

経理事務としては、社会福祉法人会計に基づいた質の高い会計業務を行い、予算の執行状況や収支などの財務の状況を、定期的に経営会議で共有することで、法人運営に活かします。特に、経理事務の正確性を期すため、税理士事務所に顧問を委託するとともに、決算においては、監査法人による外部監査を受審し、適切に情報公開することで透明性の確保を図ります。

職員の採用については、マイナビや各種学校が参加する求人受付 NAVI に登録し、令和5年度にリニューアルした事業団ホームページを活用するなど、Web サイトで幅広く情報を発信するとともに、職場説明会の開催や就職フェアへの出展など積極的に採用活動を行い、将来を担う人材の確保に繋がります。

また、職員の労務管理や給与事務を適正に実施し、下表の事務局研修をはじめとする人材育成に取り組む他、国や県の施策・福祉の動向をいち早く取り入れ、規程や制度の改正、職員の処遇改善等に反映し、職員にとって働きやすい職場作りを一層推進します。

事務局研修

研修名	実施時期	研修内容
新入職員研修	4月	法人理念、組織、制度の理解支援の基礎知識の習得等／外部機関による接遇マナーの習得
専任職登用時研修	4月	広い視野を持った高度な支援技術、専門的知識の習得
管理職(副課長・副寮長)昇格時研修	4月	管理職としての姿勢、知識の習得
管理職(課長・寮長)昇格時研修	4月	管理職としての姿勢、高度な知識の習得
管理職(次長・部長)昇格時研修	6～11月	組織における経営の改善、課題解決型研修
中堅職員研修	9月	高度な経営情報、サービス技能の習得
採用後6か月研修	10月	仕事の振返り、より高度な利用者支援の理解
課題別法人研修(管理職研修)	4月	マネジメント力の向上(労務管理等)
課題別法人研修(人権研修)	6月	職員全体に共通する事項、課題等に関する研修(人権、経営、コンプライアンス等)
課題別法人研修(会計研修)	10月	
課題別法人研修(コンプライアンス研修)	10月	

第六次中期経営計画に基づく下記の取組を達成するためには、各施設及び各施設の委員会との協力が不可欠であり、目標達成に向けて取組を進めます。

第六次中期経営計画等に基づく主な取組

- ・すべての職員が人権意識を高めることを目的とした、外部講師による人権研修の開催
- ・県民の障がいに対する理解促進のための講座等の開催、動画の配信

- ・動画配信等、若年者に向けた採用 PR 活動手法、新規発信先の開拓
- ・大学・短大生、専門学校生のインターンシップ受入れの試行
- ・理事長、施設長等と職員との意見交換会の開催
- ・職員提案制度の充実と職員のアイデアによる業務改善

(3) いなば園

いなば園では、令和 5 年 8 月と 11 月に入所利用者に対する身体的虐待が発生しました。これは、令和 3 年 9 月に起きた心理的虐待を受けて再発防止策を進めている最中の出来事であり、法人としてこの状況を重く受け止めています。

令和 5 年 8 月の虐待事案を受けて、その要因を調査し、職員の意見を収集し、外部専門家からの助言も得て、「三重県いなば園虐待防止改善計画」の改訂版を 11 月に策定したところですが、11 月に新たな虐待事案が発生しており、今後は行政の指導の下、必要に応じて改善計画を見直し、計画的に改善に向けた取組を推し進め、安全かつ快適な施設運営と信頼の回復に努めていきます。

また、感染症の流行等で低下した施設稼働率については、徐々に回復させることで、適正な収益に努め、将来的な改修等に備えることで、安定した施設運営に向けて取り組みます。

指定障害者支援施設及び福祉型障害児入所施設では、障害者総合支援法や児童福祉法に基づいた適切な施設サービスの提供を継続するとともに、短期入所事業を実施し、地域生活支援拠点として、地域で生活する障がい者の生活を支えていきます。また、入所利用者に対しても地域生活への移行を推進していきます。

短期入所事業（単独型）を併設した生活介護事業では、強度行動障がいのある方への専門的支援により、行動障がいに至る要因等のアセスメントを行うとともに、家族等のレスパイトを提供することで、継続した地域生活を支えていきます。

共同生活援助事業では、近隣地域内に 4 つのグループホームを運営し、地域の行事や自治会活動への積極的な参加を進め、地域社会とのつながりを持続的に深めて、障がい者と地域住民との相互理解と協力を図ります。

多機能事業所工房いなばでは、就労継続支援 B 型事業と生活介護事業を実施し、生産活動や日中活動の機会を提供するとともに、活動に必要な知識や能力の維持・向上を目指します。

多機能型事業所プリズムでは、在宅障がい児に特化した児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業及び保育所等訪問支援事業を実施します。利用される児童一人ひとりの成長段階と個性に合わせたプログラムを策定し、更なるサービスの質の向上を目指します。また、週のうち月曜日から金曜日及び第 1・第 3 土曜日の開所を継続し、児童の長期休暇時にご家庭へのお迎えサービスを実施するなど、家庭のニーズに対応していきます。

特定相談支援事業（計画相談支援）及び障害児相談支援事業では、障害福祉サービス利用時に不可欠なサービス等利用計画の策定を行います。さらに、定期的なモニタリングを通じて、障がいを持つ方々がより良い生活を送れるよう支援していきます。

また、令和 4 年度からスタートした津市地域生活支援拠点事業についても、24 時間体制の相談対応と緊急時の受け入れ体制を維持し、障がい者の方々が地域で安心して暮らせるよう、サポートを継続します。

診療所では、精神科・内科・歯科の診療を行い、いなば園の利用者や地域で生活する障がい者に医療サービスを提供します。

これらの他にも、地域とのつながりの強化に向けて地域住民との交流事業の他、地域の小中学校や幼稚園等との交流事業、学校等の授業での講義を行う機会を設け、地域住民の障がいへの理解を深め、障がい者の社会参加の場を広げます。

また、専門人材の機能強化・活用として、6 か所の地方公共団体が実施する介護給付費等の支給に関する審査会に職員を委員として派遣するとともに、伊賀市障がい者相談支援センターへの職員派遣を通じて、地域課題の解決力の強化を図ります。また、地域の知的障がい者施設や教育機関からの依頼に応じて、音楽療法士・介護福祉士研修講師・その他専門職員を派遣し、専門的な支援技術やアセスメント力の提供を継続します。

いなば園は、これらの活動により、地域共生社会の実現に向けて一層貢献します。

施設、設備面では、地域の福祉ニーズに対応しつつ、いなば園施設再整備計画に基づいた施設の新設・改修を進めていますが、建設費の高騰や事業見直しに合わせて計画を適時見直すことで、状況の変化に適応した施設整備を目指します。

主な事業

事業名	・指定障害者支援施設	定員 40 名	3 寮
	・福祉型障害児入所施設	定員 30 名	1 寮
	・短期入所事業		空床型
	・日中一時支援事業		
	・生活介護事業	定員 20 名	
	・短期入所事業	定員 10 名	単独型
	・指定共同生活援助事業	定員 23 名	
	・多機能型 就労継続支援 B 型事業	定員 20 名	
	生活介護事業	定員 11 名	
	・多機能型 児童発達支援事業	} 定員 10 名	
	放課後等デイサービス事業		
	保育所等訪問事業		
	・特定相談支援事業		
	・障害児相談支援事業		
	・伊賀市障がい者相談支援事業		
	・津市地域生活支援拠点事業		
	・三重県いなば園診療所		

(4) 身体障害者総合福祉センター

第 4 期指定管理者（令和 3 年度から令和 7 年度）として、身体障害者総合福祉センターを利用される方に良質なサービスを提供し快適に利用していただけるよう、サービスの向上に向けた取組や収支均衡経営などを目標に適正に管理・運営をしていきます。

施設設備については、令和 5 年度に三重県による屋上防水・外壁塗装工事が実施されましたが、令和 6 年度も必要に応じて県に要望する等、安全で安心な環境作りに努めていきます。

また、「高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業」や「障がい者スポーツ推進事業」を三重県から受託し、高次脳機能障がいのある方々への支援や普及啓発を行うとともに、三重県が開設した「三重県障がい者スポーツ支援センター」を中心とし、三重県の障がい者スポーツを牽引していきます。

主な事業

①身体障害者福祉センター A 型事業

身体障がいに関する各種相談や機能回復訓練を行い、県内関係施設のセンター的役割を果たすとともに、スポーツ・レクリエーション等を通して、障がい者の自立と社会参加を促進します。また、ボランティアの養成等にも努めます。

ア) 各種相談の実施

イ) リハビリテーションの実施

(医療保険による外来リハビリテーション、介護保険による居宅サービス・介護予防サービス)

ウ) 障がい者スポーツの推進

(パラスポーツ指導員の養成、身体障害者総合福祉センターにおける定期的な障がい者スポーツ教室の開催、運動施設の管理・運営、全国障害者スポーツ大会への選手派遣、三重県障がい者スポーツ大会・スポレク祭の開催等)

エ) 宿泊室の運営

- オ) リフトバスの有効活用等
- カ) 福祉用具製品化支援事業
(みえテクノエイドセンターの運営、みえ福祉用具フォーラムの開催等)
- キ) 総合福祉センター全体の普及啓発
- ク) 実習生及びボランティアの受入れ

②指定障害者支援施設〔生活援助棟〕業務

障害者総合支援法による「指定障害者支援施設」として、障がい者が一定期間入（通）所して、地域や家庭で生活するために必要な生活技術や生活管理能力を身につけるとともに、社会参加を果たすために必要な各種のリハビリテーションを総合的に実施するなど、利用者及び利用者家族等のニーズに的確に対応していきます。

また、社会的要請に応じるために関係医療機関や行政等との連携を強化し、障がいのある方への意思決定支援の実施や自己決定を尊重し、相談支援事業者等と連携を図りながら、希望に沿った地域生活への移行を支援します。また、地域移行後の生活の質を向上させるための支援を一層強化します。

ア) 施設入所支援	定員 40 名
イ) 日中活動支援	
自立訓練（機能訓練）	定員 32 名
自立訓練（生活訓練）	定員 16 名
生活介護	定員 6 名
就労移行支援	定員 6 名
ウ) 短期入所	併設型定員 2 名、空床型

③障がい者スポーツ推進事業

「三重県障がい者スポーツ支援センター」において、障がい者スポーツコンシェルジュ総合窓口事業を中心に、引き続き、全国障害者スポーツ大会に向けた選手の発掘・育成や障がい者スポーツを支える人材の育成を通じて、障がい者の自立と社会参加を促進するとともに、障がい者スポーツの裾野の拡大を図るなど、三重県と連携して本県における障がい者スポーツを推進していきます。

④医学的評価・診断業務

県障害者相談支援センターと連携し、障がいのある方の補装具支給に関する医学的判定（書類判定・来所判定）・診断業務を行っていきます。

⑤高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業

三重県から受託する「高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業」では、高次脳機能障害支援コーディネーターを配置するとともに、「三重県高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業相談支援体制連携調整委員会」を設置し、医療、福祉、行政が連携して取り組みます。

また、支援プログラム等を活用して高次脳機能障がい者（児）の社会復帰支援、支援計画の策定、継続的な相談支援等を実施し、障がいに対する理解と地域移行を促進していきます。

三重県厚生事業団 令和6年度 組織図

